

Abhisamayālaṃkāra Ch. I K. 39 について

荒 井 裕 明

本稿は、ツォンカパが月称の『入中論』MA の注釈書として著述した『密意明解』GR 中に見られる『現觀莊嚴論』AA に関する見解の考察を目的とする。彼には、31歳当時の著作である『善説金鬘』SPh という AA 註があることが知られている。一方、その約30年後に著述された GR 中に、再び、部分的ではあるが AA に関する言及が為されている¹⁾。そこで注目したいのは、SPh と GR との間に AA の解釈に関する相違が認められることであるのである。

ところで、MA 第 6 章は、「声聞・独覚の二乗にも、法無我理解がある」というテーマを扱っており、GR には、それに対する論難を排除する記述が見られる。そして、そこに取り上げられる AA の 3 偈 (I. 39, II. 8, 29) に対するツォンカパの解釈に、SPh には見られなかった視点があると筆者は考えるのである。

A まず、II. 8 及び、29 に関して、

AA において

把握対象に対する分別を断ち切ることにより、また、把握主体〔に対する分別〕を断ち切れないことにより、また、依り処によって、独覚の道は正しくまとめられると知るべきである。(II. 8)

と、独覚道によって、所取に対する諦執という分別は断ち切ることができるが、能取に^(a)対する諦執は断ち切ることができないと説かれており、また、

煩惱と所知と三つの道とを捨て去るから、声聞・独覚・菩薩達の清浄があるのであって、(II 29a-c)

と、所取に対する諦執は所知障であると説かれている。(GR. f. 87, l. 6-f. 88, l. 2)^(b)

と述べている。この 2 偈に関して、SPh 中に下線部(a)(b)と同主旨の記述が見られるから、この点に関する GR と SPh との解釈に相違は認められない²⁾。

B 一方、I. 39 に関して次の様に述べる。

法界には区別が無いから、種姓が異なるというのは正しくない。〔しかし、それを〕依り処とする法の相違によって、それ(種姓)の区別が述べられる。(I. 39)

と説かれているこの〔偈〕によって、声聞・独覚達にも法性の理解があることが示され^(c)ている。(GR. f. 90, II. 3-4)

この下線部(c)が, *SPh* には全く見られず, *GR* において新たに提示された視点であると筆者は考える³⁾。そして, この(c)から導かれる結論は, 次の如くである⁴⁾。

その様に言うならば, 独覚において真実の意味を理解する者が一人でも存在するから, 独覚は知に対する諦執を断ち切ることができないことによって遍充されない。声聞に^(d)いても, 真実を理解する者とし^(e)ない者との二〔種〕として区別しなければならないから, *AA* においても⁵⁾, 小乗について二通りのあり方が説かれているので, 所取と能取を異^(e)なる実体として, 諦として執することについて, 所知障と示すか示さないかの二〔種〕^(f)が確定されねばならない⁶⁾。(GR. f.92, ll.1-3)

そこで, **A**と**B**の内容を検討すると, まず, (d)において, 独覚が能取である知に対する諦執を断ち切ることが有り得ると述べていることと, (a)において, 所取に対する諦執のみ断ち切り, 能取に対する諦執は断ち切れないと説かれていることは矛盾する。即ち, II.8の独覚の定義と, I.39から導かれた結論とは一致しない。それを意図して, ツォンカバは(e)の様に述べるのである。

次に, (f)に示される区別, 即ち, 諦執を所知障と規定するか, 煩惱障と規定するかは, 中観自立派と帰謬派とで見解が二分する重要な点である⁷⁾。つまり, 自立派は, 二乗に法無我理解のあることを認めず, それを得る為に断ち切るべき諦執を所知障と規定するが, 帰謬派は, 二乗にも法無我理解を認め, 諦執を煩惱障と規定するのであるが, それを踏まえて言えば, (c)において, 「声聞・独覚達にも法性の理解がある」と言われるのは, 「二乗にも法無我理解がある」ということを意味していることが知られる。従って, ツォンカバは*GR*において, *AA*には, **A**に示した自立派と, **B**に示した帰謬派との二通りの見解が示されていると述べていることになる⁸⁾。一方, *SPh* には, 前述の如く**A**と同主旨の記述は見られるが, **B**の如き所説は見出し得ない⁹⁾。

以上の考察の結果, *GR*には, *AA*. I.39に関して, *SPh*に見られない帰謬派的立場からの解釈が為されていることが明らかになったと言えよう。

1) *GR* (f.87, l.6-f.94, l.1)。長尾雅人『西藏仏教研究』によれば, *SPh* は31才, *G* *R*は62才の時に完成したとされる。p.52, 60 参照。

2) *SPh* (f.70, l.3-f.73, l.4), (f.142, l.5-f.143, l.3) 全集版 Vol.26 参照。

3) この偈に対する *SPh* の記述は, 先行する *AA* 諸注釈書に従ったのみである。*SPh* (f.445, l.3-f.450, l.6) 全集版 Vol.25 参照。

4) この結論の前に, 多少の論理的飛躍を感じる, かなり複雑な議論が為されているが, 今は, その簡処の指摘のみにとどめたい。*GR* (f.91, l.3-f.92, l.1)。

- 5) ここでは、AAの他に『宝性論』RGVが意図されている。GR (f.92, 1.6-f.93, 1.1)参照。
- 6) 下線部(e), (f)は、この一連の記述において、ツォンカバにとっての結論部分と思われる。それに対する彼の二人の高弟、タルマリンチェンとケードゥプジェの態度は対照的である。即ち、前者のAA註には、その前後の文章が完全に引用され乍ら、下線部が意識的に省略されていると思われる。一方、後者は、下線部の記述を受けて、それに基づいてAAを積極的に帰謬派の論書として位置づけようとしている。
- 7) 例えば、ツォンカバは『菩提道次第論』の中で、この点について言及している(長尾前掲書 p.208)。及び、松本史朗「ツォンカバの中観思想について」『東洋学報』p.193, 196, 199 等参照。
- 8) ツォンカバは、「マイトレーヤの五法」のうち、ここでは、AAを、無我の教義に関して、『大乘莊嚴經論』『中辺分別論』『法法性分別論』という唯識派の論書とは区別すべき旨を述べ、(GR. f.90, ll.1-3), その一方、5)に示した如く、その点に関するAAとRGVの類似性を認めた上で、中観的性格の論書と見做していたと言えよう。「五法」に関するこの様な受容の傾向は、既に、Obermillerによって報告されている。(The Doctrine of Prajñāparamitā as exposed in Abhisamayālaṃkāra of Maitreya, ACTA ORIENTALIA Vol.XI p.96 etc.)
- 9) Obermillerによれば、AAの体系において、声聞は人無我のみを理解し、独覺は人無我と所取の無我を理解するが、能取を実体と考え、菩薩だけが、人法二無我を理解すると規定される。(前掲書 p.16) この報告が一般的なAA理解を示すとすれば、本文Bに見られる記述は、特異な解釈と言うべきであろう。

〔テキスト〕GR: 『ツォンカバ全集』(タシルンポ版) Vol.24, SPh: 同, Vols.25-27.

<キーワード> Abhisamayālaṃkāra, ツォンカバ, 諦執

(駒沢大学大学院)